



島根県報

令和7年2月7日（金）

第 5 8 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任の届出	（農 村 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（中 小 企 業 課）	2
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	4

【特定調達公告】

マイクロソフトVDAライセンスほかに係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	4
---------------------------------	---------	---

【教委告示】

島根県指定有形文化財の指定	（文 化 財 課）	5
---------------	-----------	---

告 示

島根県告示第60号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和7年2月7日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市川合町川合土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

武田 崇 大田市川合町川合2960番地5

古田 洋子 大田市川合町川合3159番地1

2 就任年月日

令和6年3月31日

島根県告示第61号

令和6年島根県告示第740号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和7年2月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナフコ斐川店 島根県出雲市斐川町上庄原1130番ほか

2 意見の概要

	意 見	理 由
(1)	<p>【防災安全課】</p> <p>駐車場出入口の安全対策については、個別具体的な図面等により、協議が必要です。</p>	<p>駐車場出入口の安全対策についての記載が不十分であり詳細の分かるものがないため。</p>
(2)	<p>【環境政策課】</p> <p>ア 早朝の荷さばき作業を行う場合の騒音について、通常行う騒音対策にあわせ、作業方法や工程を工夫する等、徹底した騒音（防音）対策を行うこと。</p> <p>また、搬入車両や来客車両走行音が近隣住民の安眠を妨害することがないように検討し実施すること。</p> <p>イ 時間使用する室外機、受電設備等の稼働時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講ずること。</p> <p>早朝及び夜間における近隣住民の安眠を妨害</p>	<p>ア 周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。</p> <p>イ 周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。</p>

	<p>することがないよう防音対策を講ずること。</p> <p>また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕すること。</p> <p>ウ 敷地内に照明等設置する時は周辺の住宅に影響を与えないよう十分配慮すること。</p> <p>エ 店舗に設置される排気施設について、排出される臭気が近隣住民の生活に支障を生じさせないよう配置や構造に配慮すること。</p> <p>オ 周辺の住民や事業所等に当該事業についての事前説明を十分に行うこと。</p> <p>周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解決に向け努力すること。</p>	<p>ウ 周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。</p> <p>エ 周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。</p> <p>オ 周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。</p>
<p>(3)</p>	<p>【道路河川維持課】</p> <p>ア 店舗新築工事に伴い工事車両が市道を通行する場合は、積載物の落下などによる道路の汚損・破損がないよう注意を喚起すること。</p> <p>道路に汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。</p> <p>なお、工事着手前に各道路管理者と道路面の状況等の立会を行うこと。</p> <p>イ 道路上に広告看板、のぼり旗等を設置しないこと。</p> <p>ウ 道路及び河川における占用及び承認工事が必要な場合は、申請を行い許可を得ること。</p>	<p>ア 道路法第22条（工事原因者に対する工事施行命令等）及び道路法第58条（原因者負担金）による。</p> <p>イ 道路法第32条（道路の占用の許可）による。</p> <p>ウ 道路法第24条（道路管理者以外の者が行う工事）及び32条（道路の占用の許可）による。</p> <p>出雲市普通河川道路等管理条例第4条、第5条による。</p>
<p>(4)</p>	<p>【都市計画課】</p> <p>ア 開発行為の許可が必要です。</p> <p>イ 当該地において、5000㎡以上の土地の売買等がある場合は、国土利用計画法の届出が必要です。</p>	<p>ア 都市計画法第29条による。</p> <p>イ 国土利用計画法第23条による。</p>
<p>(5)</p>	<p>【農林基盤課】</p> <p>ア 用水路・排水路の区分を把握すること。</p> <p>イ 用水路・排水路の移設する必要がある場合、事前に協議のうえ、付替えの手続をとること。</p> <p>ウ 店舗からの排水は、排水路に接続すること。</p> <p>エ 汚濁水や土砂が、万が一、用排水路に流出し</p>	<p>ア 計画図面では、水路が全て排水路と明記されている。水路にはそれぞれの用途があることから、それを把握したうえで開発を計画していただきたい。</p> <p>イ 用水路・排水路を移設する場合には、それぞれの機能を回復させる必要があるため。</p> <p>ウ 雨水の排水先は、用水路への汚濁水等の流入を防止するため、排水路に排水することを原則としている。</p> <p>エ 用悪水路に汚濁水や土砂が流入した場合、稲作に影響</p>

	た場合の対策を講じること。 オ 地元からの要請に応じ、用排水路の清掃や草刈りに協力すること。	がでることから、汚濁防止の対策を講じていただきたい。 オ 用悪水路の管理は、地元で行っており、地元が実施する清掃活動等に協力をお願いしたい。
(6)	【農業振興課】 事業区域内に農地があります。 この農地は、農業振興地域の農用地区域内であるため、農振農用地区域から除外する手続（農振除外）が必要です。	農業振興地域の整備に関する法律による。
(7)	【農業委員会事務局】 事業実施において、付近の農地等に被害が及ばないよう、必要に応じて被害防除施設の設置等を行うこと。 なお、農地法第5条第1項に基づく転用許可手続が必要です。	農地法による。

3 縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第62号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年2月7日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
出雲市	令和4年度～5年度	27枚	1冊	朝山②	令和7年1月29日
出雲市	令和4年度～5年度	20枚	1冊	伊野③	令和7年1月29日
出雲市	令和元年度～5年度	8枚	1冊	鷺浦⑤－ABC	令和7年1月29日
出雲市	令和3年度～5年度	7枚	1冊	鷺浦⑤－DEF	令和7年1月29日
出雲市	令和5年度～6年度	20枚	1冊	上新宮	令和7年1月29日

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年2月7日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

- 1 件名及び数量
マイクロソフトVDAライセンスほか 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和7年1月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社大塚商会広島支店 支店長 真子 健 広島県広島市中区中町8-12
- 5 落札金額
71,680,950円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和6年12月3日

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第1号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を島根県指定有形文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年2月7日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
考古資料	大座西古墳群出土品	一括	隠岐郡隠岐の島町今津346番地2 (隠岐の島町総合学習センター)	隠岐の島町